

通所介護契約書

兼

重要項目説明書

特別養護老人ホーム白亜館

デイサービスセンター「はくあ」

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 敬仁会
- (2) 法人所在地 岡山県都窪郡早島町早島4962-11
- (3) 電話番号 086-480-1212
- (4) 代表者氏名 理事長 遠迫克昭
- (5) 設立年月日 平成17年10月5日

2. ご利用施設

- (1) 施設の名称 特別養護老人ホーム 白亜館デイサービスセンター「はくあ」
- (2) 施設所在地 岡山県都窪郡早島町早島4962-11
- (3) 管理者 足立 裕明

(4) 電話番号 086-480-1212

(5) ファクシミリ番号 086-480-1211

(6) ホームページ <http://hakuakan.ec-net.jp>

(7) 事業の種類 通所介護及び介護予防通所介護

平成18年9月1日指定

事業所番号：3372600241

(8) 事業の目的

この事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練、健康管理などを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことを目的とします。

(9) 運営方針

当事業所にあつては、まず意思及び人格の尊重にベースにおき、利用者が安心して、自立した生活が送れるようサービスの提供に努め、さらに、施設機能が地域の福祉資源として活用いただけるよう各関連分野との連携を密にし、総合的なサービスが確保されるよう協力していきます。

(10) 開設年月日 平成18年9月1日

(11) 利用定員 20人

3. 設備の概要

当施設は以下の設備をご用意しております。

居室・設備の種類	室数	備	考
デイサービスエリア		137.7㎡	
静養室	1室	13.31㎡	
地域交流ホール	1室	96.06㎡	
機能訓練室	1室	43.34㎡	
一般浴室	1室	一般浴槽	
機械浴室	1室	特殊浴槽+チェアインバス	
エレベーター	2基	16.27㎡～17.2㎡	

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しております。

職	種	配置数	基準数	標準勤務体制
管	理者	1名	1名	8:30～17:30
生	活相談員 (兼務含)	2名以上	1名	8:30～17:30 8:00～17:00
介	護職員 (パート含)	2名以上	2名	8:30～17:30 8:00～17:00
看	護職員	1名以上	1名	8:30～17:30 8:00～17:00
兼	機能訓練指導員	1名	1名	8:30～17:30 8:00～17:00
管	理栄養士	1名以上	1名	8:30～17:30

5. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- ・ 営業日：月曜日から土曜日（祝祭日含）
ただし、8月14日から16日、12月29日から1月3日は休みます。
- ・ 営業時間：8時00分から17時30分
- ・ サービス提供時間：8時45分から16時15分

6. 実施地域

通常の実施地域は、早島町、岡山市、倉敷市です。

7. 事業所が提供するサービス

＜サービスの種類＞

種 類	内 容
食 事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供いたします。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立に向けて適切な援助を行います
入 浴	・通常は一般浴槽を使用し、寝たきりの場合には特殊浴槽を、車椅子利用の場合にはチェアインバスを使用して入浴することができます。
機能訓練	・機能訓練指導員による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 パワーリハ機器、平行棒、昇降練習用階段他
健康管理	・主に看護師が定期的に健康チェックを行います。 ・安心して生活いただくため、感染防止や緊急対応のマニュアルを整備しています。 ・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談及び援助	・当事業所は、利用者及びそのご家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員：山口聖子
社会生活上の 便宜	・当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画しております。 ・主な娯楽活動 活動（手芸、園芸、カラオケ） ・主なレクリエーション行事 誕生会、敬老週間、クリスマス週間等 ・行政機関に対する手続き等が必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては、代行いたします。

<利用料その他の費用>

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の1割もしくは収入状況等により2割もしくは3割（自己負担額）と食事に係る負担額の合計額をお支払いいただきます。

（別紙）「はくあ利用料参照」

*注

- ・ご利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更させていただきます。
- ・実施地域以外に居住する場合に送迎費として、通常の実施地域を越えた地点から片道10Kmごとに120円いただきます。

<介護保険給付対象とならないサービスと利用料金>

サービスの種別	内 容
おむつ代	実費をいただきます。 パット →10円/1枚 紙パンツ→（Lサイズ）50円/1枚、（Mサイズ）45円/1枚
作業活動	趣味に係るもので、特に利用者のご希望が多い場合に計画いたします。 <利用料> 材料費実費
日常生活上必要となる諸費用	次の各項目に該当する費用については、実費をご負担していただきます。 ・衣類など身回り品や嗜好品について、利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合には、購入の代行をいたします。（購入代金のみ実費）

☆ すべての料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

<利用料の支払方法>

前記の料金や費用は、1か月単位で計算し、翌月にご請求いたしますので、原則として現金でお支払い下さい。

<協力医療機関>

① 医療機関の名称

えんさこ医院

院長 名

遠迫孝昭

院 所 在 地

倉敷市下庄458-1

電 話 番 号

086-462-0080

診 療 科 目

外科、整形外科、胃大腸肛門科、循環器科、呼吸器科

契 約 の 概 要

当施設と遠迫医院とは、利用者の病状や健康状態の急変があった場合、入院又は治療のための連絡・指示を受け、適切な措置を講ずる。

② 医療機関の名称

東原齒科医院

院 長 名

東原慶和

院 所 在 地

倉敷市下庄469-7

電 話 番 号

086-462-8241

③ 医療機関の名称

重井医学研究所附属病院

所 在 地

岡山市山田 2217

電 話 番 号

086-282-5311

8. 施設利用の留意事項

(1) ご利用者の守るべき事項

ご利用者は、次に掲げる事項を守るようお願いします。

- ① 他の利用者が適切なサービス等の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- ② 施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならぬ。
- ③ その他、事業所の規則等を遵守しなければならない。

(2) 持ち込みの制限

- ・ 私物の持ち込みについては、原則自由です。私物にはすべてお名前のご記入をお願いいたします。
 - ・ ペットや危険物のお持ち込み、風邪等のご病気のときのご面会のご遠慮下さい。
 - ・ 食べ物の持ち込みはお断りしています。
- ご協力お願いいたします。

(3) その他

- ・施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反した使用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
- ・施設は構造上共同生活の場となっております。むやみに他の利用者の部屋へ立ち入らないようにして下さい。(プライバシー)

9. 身元引受人（保証人）

施設利用にあたり、原則として身元引受人（ご家族）及び保証人を必ずお願いします。

10. 事故発生時の対応

- (1) ご利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、市町村及びご家族、居宅介護支援事業者等にご連絡させていただきます。
- (2) ご利用者に対する通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わせていただきます。

11. 緊急時における対応

ご利用者が 通所介護サービスの提供中、病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医等に連絡を行う等必要な措置を行います。

12. 非常災害対策

非常災害に備えて次に掲げる事項を実施いたします。

- 一 消防設備の自主点検及び整備
- 二 従事者の通報及び避難訓練
- 三 ご利用者の避難訓練

13. 守秘義務等

- (1) 職員は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、職員に、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、施設職員の退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に盛り込みます。

14. 個人情報の保護について

- (1) 事業所は、利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- また、利用者の家族の個人情報の取り扱いについても予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報の取り扱いをいしません。
- (2) 事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については安全に管理するために個人情報保護の責任者を置き、セキュリティの確保・向上に努めます。また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業所は、ご理解いただいた目的の範囲内（白亜館の運営向上を目的としたアンケート調査、広報、ホームページによる写真の掲載等）でご利用者の個人情報を利用させていただく場合があります。
- (4) 利用者および家族が、ご自身の個人情報の照会などを希望される場合は、通所介護の担当窓口にご連絡いただければ、適切に対応いたします。
- (5) 事業所は、関連する法令、その他の規範を遵守するとともに、環境の変化に合わせ、個人情報の取り組みの継続的な改善、向上に努めます。

※個人情報の取り扱いについては、別表 2 の取組も行っています。

15. 苦情の受付

当施設における苦情や相談は、下記のとおりです。お気軽にご利用ください。
また、別表 3 に詳しい苦情処理の手順を記載していますのでご参照ください。

[窓口担当者] : 山口聖子

[受付時間] : 月曜日～土曜日（祝祭日を含む）午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

[ご利用方法] : ① 電話 086-480-1212

② 面接 白亜館相談室

③ ご意見箱

なお、苦情窓口担当者が不在の場合は、当日の通所介護職員が対応し、後日担当者が電話、訪問等の適切な方法で対処いたします。

苦情申立は、各市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口でも受け付けます。

早島町町民生活課 086-482-0613

岡山市介護保険課 086-803-1240

倉敷市介護保険課 086-426-3343

国保連 086-223-8811

16. 第三者評価事業（アンケート）.

（１）施設における第三者評価事業として、毎年９月から１０月において利用者及び家族へのアンケートを実施しサービス向上の指針とします。

（２）結果の公表につきましては、施設ホームページ及び広報にて開示します。

付則

1	この契約書兼重要項目説明書は、	平成１８年９月１日から施行する。
2	この契約書兼重要項目説明書は、	平成２１年４月１日一部改正する。
3	この契約書兼重要項目説明書は、	平成２１年１０月１日一部改正する。
4	この契約書兼重要項目説明書は、	平成２４年４月１日一部改正する。
5	この契約書兼重要項目説明書は、	平成２７年４月１日一部改正する。
6	この契約書兼重要項目説明書は、	平成２９年４月１日一部改正する。
7	この契約書兼重要項目説明書は、	平成３０年４月１日一部改正する。
8	この契約書兼重要項目説明書は、	平成３０年８月１日一部改正する。
9	この契約書兼重要項目説明書は、	平成３１年１月１日一部変更する。
10	この契約書兼重要項目説明書は、	令和１年５月１日一部変更する。
11	この契約書兼重要項目説明書は、	令和１年１０月１日一部変更する。
12	この契約書兼重要項目説明書は、	令和３年４月１日一部変更する。
13	この契約書兼重要項目説明書は、	令和４年１０月１日一部変更する。
14	この契約書兼重要項目説明書は、	令和６年４月１日一部変更する。
15	この契約書兼重要項目説明書は、	令和６年６月１日一部変更する。
16	この契約書兼重要項目説明書は、	令和７年５月１日一部変更する。

通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

特別養護老人ホーム白亜館 デイサービスセンター「はくあ」

説明者職名

氏 名

⑩

私は、事業者から提供される通所介護サービス等を受け、それに対する利用料を払うことについて、事業者と契約を締結致します。また、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、通所介護サービスの提供開始および居宅介護支援事業所等への利用者、家族の個人情報提供(別紙)について同意致しました。

令和 年 月 日

<契約者>

利 用 者 住 所 名

⑩

身元引受人

住 氏 所 氏 名

⑩

保 証 人

住 氏 所 氏 名

⑩

事業者住所
事業者 名

岡山県都窪郡早島町早島 4962-11
社会福祉法人敬仁会
特別養護老人ホーム白亜館
デイサービスセンター「はくあ」

<事業者>

代表者氏名

理事長 遠 迫 克 昭
管理者 足 立 裕 明

デイサービスセンター「はくあ」を1日ご利用された場合

令和7年5月1日

・サービス提供時間3時間以上4時間未満の場合

要介護 1	370円/日
要介護 2	423円/日
要介護 3	479円/日
要介護 4	533円/日
要介護 5	588円/日

・サービス提供時間6時間以上7時間未満の場合

要介護 1	584円/日
要介護 2	689円/日
要介護 3	796円/日
要介護 4	901円/日
要介護 5	1,008円/日

・サービス提供時間4時間以上5時間未満の場合

要介護 1	388円/日
要介護 2	444円/日
要介護 3	502円/日
要介護 4	560円/日
要介護 5	617円/日

・サービス提供時間7時間以上8時間未満の場合

要介護 1	658円/日
要介護 2	777円/日
要介護 3	900円/日
要介護 4	1,023円/日
要介護 5	1,148円/日

・サービス提供時間5時間以上6時間未満の場合

要介護 1	570円/日
要介護 2	673円/日
要介護 3	777円/日
要介護 4	880円/日
要介護 5	984円/日

※上記料金に以下の料金が加算されます。

個別機能訓練加算 (Ⅰ) 口	76円/日
入浴介助加算	40円/日
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	150円/回 希望者のみ
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22円/日
科学的介護推進体制加算	40円/月
食費 (おやつ代・飲み物代含む)	600円/日

要支援 1・要支援 2 の方に対する利用料金	
要支援 1：1,798円 (入浴含) / 月 要支援 2：3,621円 (入浴含) / 月	
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	要支援 1：88円/月 要支援 2：176円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月
食費 (おやつ代・飲み物代含む)	600円/食

※介護職員等処遇改善加算として、介護報酬総単位数×1,000分の92の利用者負担が発生します。

※おむつ代、手芸代、外出支援等は別途自己負担になります。

※2割負担は×2、3割負担は×3となります。

※今後新たな加算等の追加がある場合は、その都度ご案内させていただきます。